

令和6年5月10日

各警察署長 殿

生活安全部長

地方創生臨時交付金の活用に関する働き掛けの推進について（通達）

地方創生臨時交付金を活用した防犯対策については、生活安全部長通達「地方創生臨時交付金の活用に関する働き掛けの推進について」（令和5年4月25日付け生企第288号。以下「旧通達」という。）により、市町村等への働き掛けの推進を指示していたところであるが、本年4月1日、内閣府地方創生推進室から各都道府県財政担当課等宛てに発出された「令和6年度における重点支援地方交付金の取扱い等について」（令和6年4月1日付け内閣府地方創生推進室事務連絡）において、引き続き、交付金の対象となる推奨事業メニューの生活支援事業に「防犯意識の高まりを踏まえた防犯性能の高い建物部品の購入等の防犯対策強化の取組に対する支援」が含まれたことから、各警察署にあっては、同交付金を活用した防犯対策が適切に実施されるよう、市町村への働き掛けを継続して推進されたい。

なお、旧通達については廃止する。

記

1 対象

各警察署が管轄する市町村

2 交付金を活用した具体的な防犯対策事業（例示）

- (1) 防犯性能のある建物部品の使用（ドア、錠など）
- (2) 防犯カメラの設置
- (3) 防犯機能を有する固定電話機
- (4) 宅配ボックスの設置 等

※(1)から(4)までの購入や設置に対する支援事業（プレミアム商品券、マイナポイント又は補助金による支援）

3 実施要領

- (1) 依頼文を活用するなどして、市町村における地方創生臨時交付金の防犯対策への活用について働き掛けること。
- (2) 市町村に働き掛けた結果については、必ず確認すること。

4 報告

（省略）

担 当：生活安全企画課（地域安全推進係）